

最高裁人調第298号

(人い-07)

平成28年4月27日

改正 平成30年10月5日付け人調第585号

改正 令和2年9月8日付け人調第510号

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 真 哉

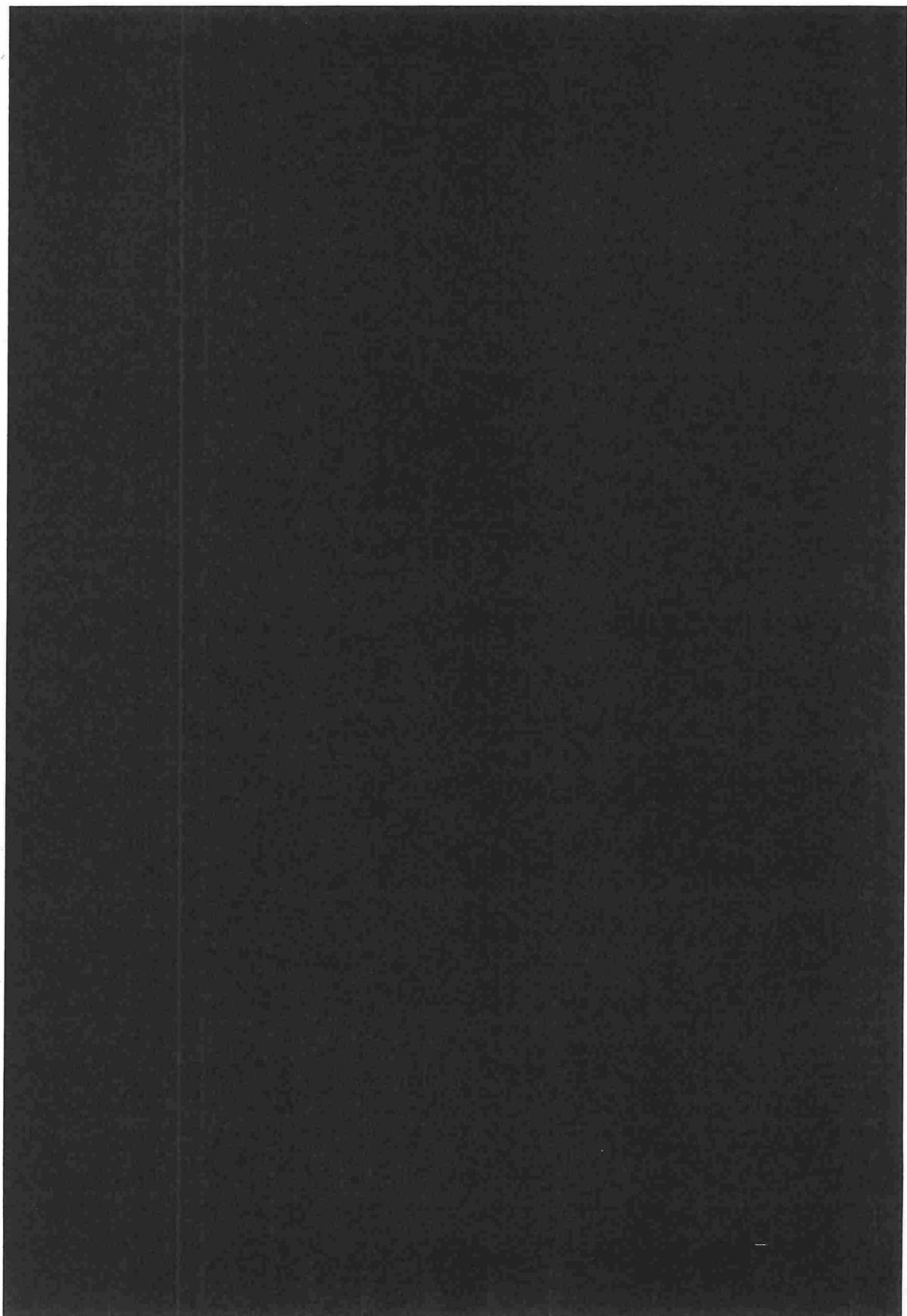
叙位及び死亡叙勲の候補者の推薦について（通達）

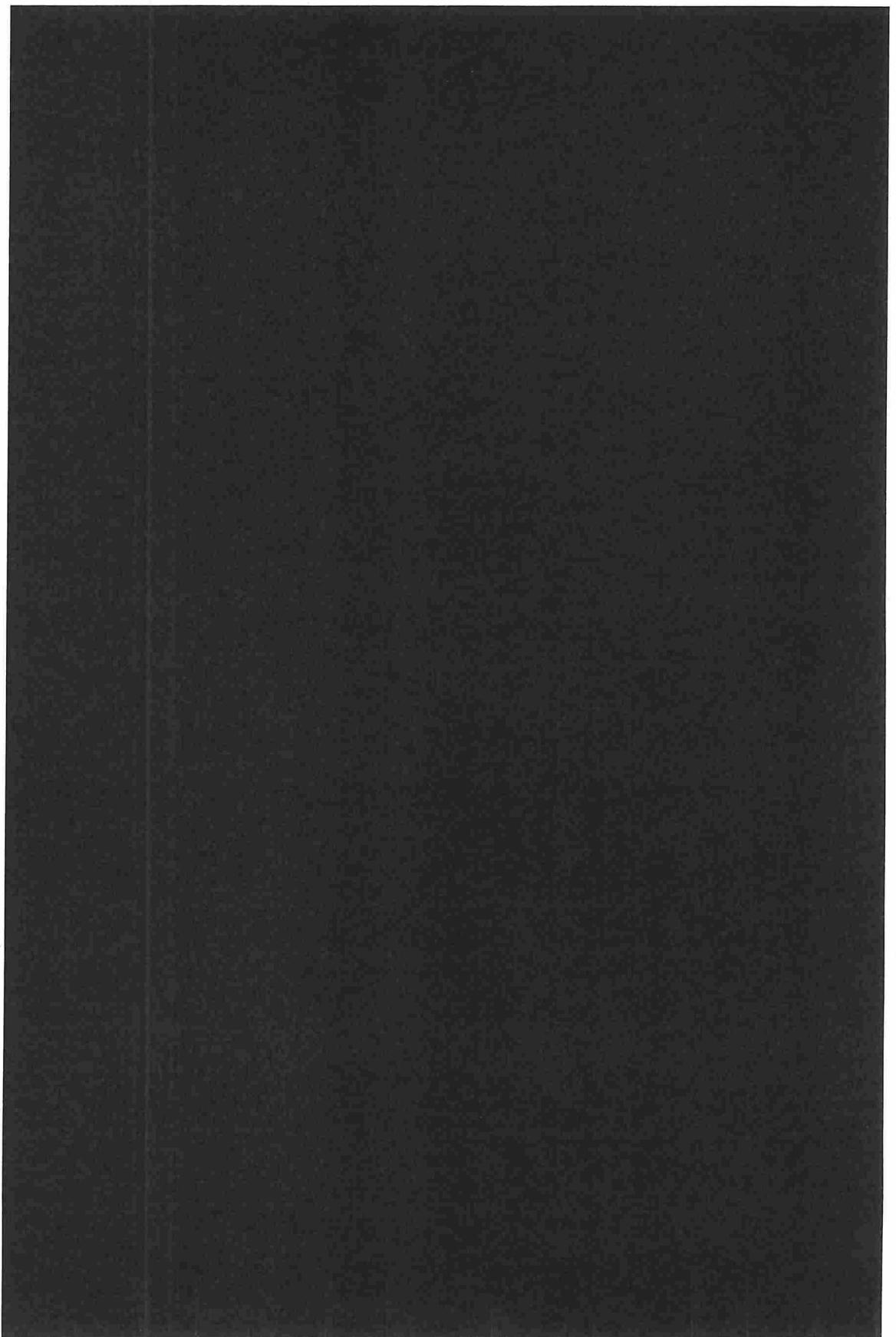
標記の候補者の推薦について、下記のとおり定めましたから、これにより推薦してください。

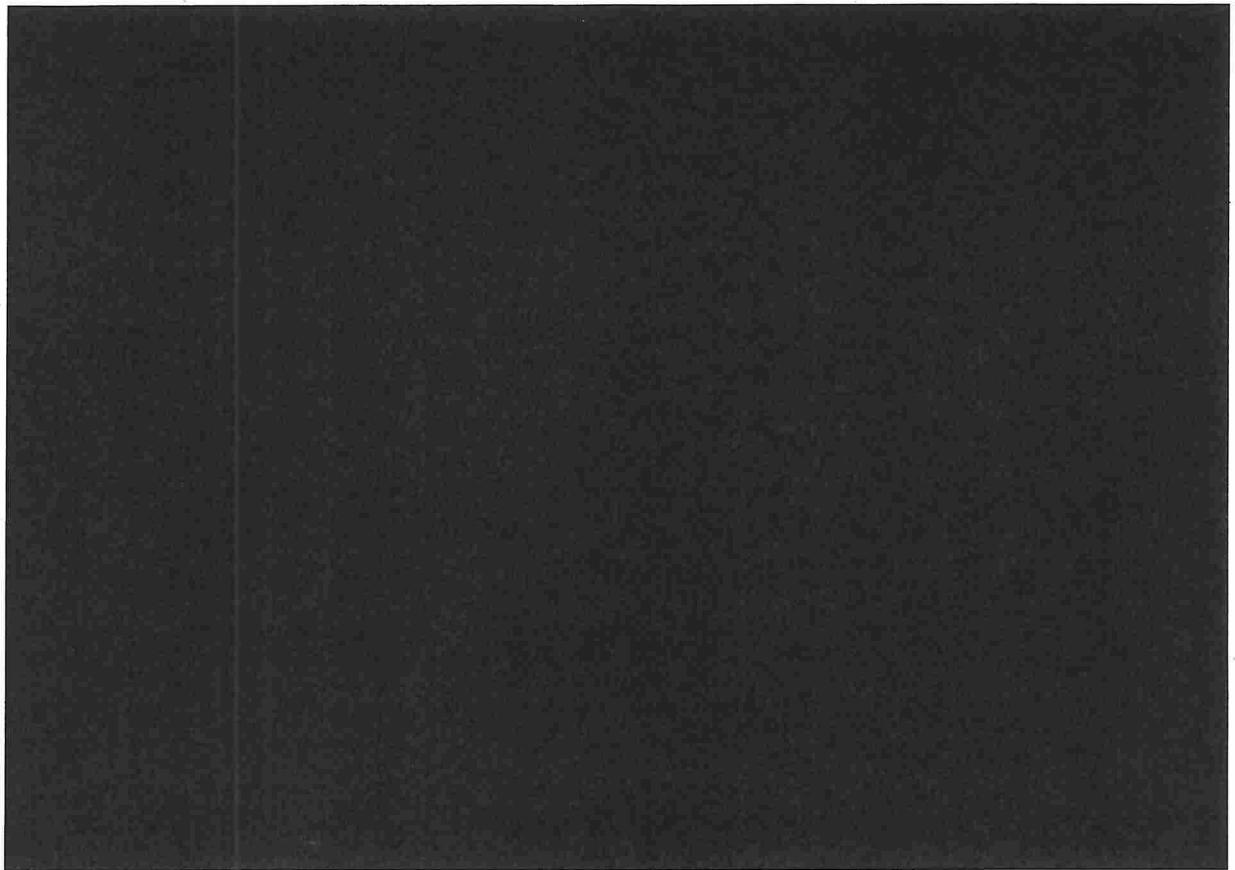
記

1 推薦対象者

裁判官、裁判官以外の裁判所職員又は民事調停委員若しくは家事調停委員（以下「調停委員」という。）の経歴を有する死亡者であって、次のいずれかに該当するもの（生前に叙位又は叙勲を受けない旨の意思表示をしていた者を除く。）のうち、3の(1)に定める協議により推薦相当とされたものを、叙位又は死亡叙勲（賜杯を含む。以下同じ。）の候補者として推薦する。ただし、昭和39年春以降の春秋の叙勲により勲章又は銀杯若しくは木杯（他省庁の所管する分野の功労によるものを含む。）を授与された者については、死亡叙勲の候補者とすることができない。







## 2 推薦障害事由

1 の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、叙位又は死亡叙勲の候補者として推薦することができない。

- (1) 平成 28 年 4 月 27 日付け最高裁人調第 295 号人事局長通達「春秋の叙勲候補者の推薦について」（以下「春秋叙勲通達」という。）記第 2 に該当する者

## 3 推荐手続等

- (1) 死亡の報告及び事前協議

ア 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の事務局長は、当該裁判所（地方裁判所にあっては、管内の簡易裁判所又は検察審査会を含む。）に退官又は退職（死亡による退官又は退職を含む。以下同じ。）時において所属（調停委員以外の者については、再任用職員、臨時の任用職員、任期付採用職員、

非常勤職員及び執行官としての所属を除く。以下同じ。) していた裁判官、裁判官以外の裁判所職員又は調停委員の経歴を持つ者（次に掲げる者を除く。）について死亡の事実を把握したときは、直ちに最高裁判所事務総局人事局調査課長（以下「調査課長」という。）宛てに適宜の方法で報告し、推薦の当否及び推薦期限について協議を行う。



イ 裁判官又は裁判官以外の裁判所職員を退官又は退職した後に簡易裁判所判事に任命された者については、簡易裁判所判事として現に所属し、又は退官時に所属していた簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の事務局長が報告及び協議を行う。

ウ 昭和47年5月14日以前に退官又は退職した琉球政府の裁判官又は裁判官以外の裁判所職員については、那覇地方裁判所の事務局長と那覇家庭裁判所の事務局長が協議の上、いずれかが報告及び協議を行う。

エ 調停委員について推薦する裁判所が複数ある場合には、それらの裁判所の事務局長が互いに協議の上、いずれかが報告及び協議を行う。

オ アからエまでの定めにより、地方裁判所又は家庭裁判所の事務局長が報告及び協議を行うときは、高等裁判所を経由する。

カ 協議に当たっては、死者について次の各事項を記載した書類及び同人の経歴がわかる書類（履歴書、人事記録、調停委員人事カード等）を、適宜の方法により調査課長に送付する。

- (ア) 退官又は退職時の所属庁及び官職等
- (イ) 氏名、振り仮名及び生年月日
- (ウ) 死亡の年月日、場所及び原因

- (エ) 受章済みの勲章及び褒章の種類並びに受章年月日
- (オ) 死亡者が 2 に該当するときはその旨
- (カ) 死亡者が生前に叙位又は叙勲を受けない旨の意思表示をしていた場合（春秋の叙勲又は高齢者叙勲において辞退した場合を含む。）はその旨

(2) 推薦

(1)の報告及び協議を行った庁の長は、1 の推薦対象者で、2 に該当しないものについて、最高裁判所事務総局人事局長宛てに推薦する。  
なお、地方裁判所又は家庭裁判所の長が推薦するときは、高等裁判所を経由する。

(3) 栄典協議

叙位又は死亡叙勲の候補者が他省庁の所管する分野又は業務において功労又は功績を有する場合には、必ず当該分野又は業務を所管する省庁等と十分協議し、裁判所から推薦することについて了解を得る。

(4) 提出書類

ア 推薦は、調査課長が別に定める方法により、次の書類を提出して行う。

- (ア) 功績調書
- (イ) 履歴書
- (ウ) 刑罰等調書（本籍地の市区町村長発行のもの）原本及び写し
- (エ) 除籍抄本 原本及び写し
- (オ) 死亡診断書又は死体検案書の写し
- (カ) [REDACTED]

1 の(3)に該当する者について提出する。

(キ) 栄典関係協議書

(3)の栄典協議を行った者について提出する。

(ク) 団体の規模及び事業概況等調

1 の(3)のアの(イ)の c に該当する者について提出する。

イ (ア)から(ク)まで ((エ)及び(オ)を除く。) の各書類の様式及び作成要領は、春秋  
叙勲通達別紙様式第3から第8までとする。

#### 4 その他

1 の推薦対象者以外の者及び1の推薦対象者で2に該当するものについて、特別の事情がある場合には、3の(1)に定める事前協議を行った上で、候補者として推薦することができる。

#### 付 記

1 この通達は、平成28年5月1日から実施する。

2 平成9年3月24日付け最高裁人調A第1号人事局長通達「叙位及び死亡叙勲の候補者の推薦について」は、平成28年4月30日限り、廃止する。

付 記（平成30年10月5日付け人調第585号）

この通達は、平成30年10月5日から実施する。

付 記（令和2年9月8日付け人調第510号）

この通達は、令和2年9月8日から実施する。